産業廃棄物処理業許可申請の手続について

　　　　　　　（特別管理産業廃棄物を含む）

**１　許可申請手続の窓口**

　　許可申請の受付窓口は、許可申請者の住所（法人で申請する場合は、法人の本社所在地、個人で申請する場合は、申請者の現住所）を管轄する保健所となります。

　　また、申請者の住所が熊本市内及び熊本県外にある法人又は個人の方は、熊本県環境生活部循環社会推進課廃棄物指導班に申請を行ってください。

　　郵送による申請を原則とし、書類の事前審査は行いません。

（必ず循環社会推進課ホームページで申請方法等を確認してください。）

また更新申請については、従前の許可の有効期限の2か月前より申請を受け付けます。

**２　許可申請書の提出部数**

　収集運搬業の申請書は、正副２部【提出用１部、申請者控え１部（副は郵送するのは申請書第1面のみ）】です。

　処分業及び再生事業者登録の申請書は、３部【提出用（正副）２部、申請者控え１部】です。

　なお、申請書類は添付書類一覧の順番で整理していただき、Ａ４サイズに型を整えて提出してください。

**３　許可申請に伴う添付書類**

　許可申請には、「添付書類（別添の添付書類）」が必要となりますが、次に記載している書類は、関係公的機関が発行する書類（有効期間：発行日より３か月）を、又は自らが要件を証明した書類を「正」に原本を１部、「副」にはその写しを添付してください。

（１）法務局、税務署、県及び市町村等の公的機関が発行する書類

(発行日から3か月以内のものに限る。)

①法人の登記簿謄本

②住民票の写し（本籍地が記載されていること）

③登記事項証明書（「登記されていないことの証明書」）

④納税証明書（国[申請者が法人：法人税、申請者が個人：所得税]）

　　⑤土地の登記簿謄本

（２）申請者が原本証明する書類

①法人の定款又は寄付行為の写し（＊申請法人による原本証明が必要）

②申請者が法第１４条第５項第２号イからヘまでに該当しない旨を記載した書類

③（財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施している講習会の修了証

（３）行政書士等による代理申請の場合、委任状が必要です。

**４　産業廃棄物処理業の許可申請にあたって特に注意を要すること**

（１）（財）日本産業廃棄物処理振興センターの実施する講習会の受講について

収集運搬業及び処分業の許可を申請する場合（更新を含む）は、「法人では役員（監査役を含む）、個人では申請者本人」が同センターの実施する講習会を受講している必要があります。許可申請日から５年以内に受講した「新規講習会の修了証」又は２年以内に受講した「更新講習会の修了証」が必要です。

（２）先行許可証の提出について

　　　先行許可証(原本及び写し)の提出による申請も認めます。省略できる書類は、住民票、登記されていないことの証明書、誓約書及び法人株主の登記事項証明書です。なお、「住民票の写し」のコピー(本籍地に変更のないもの)及び法人株主の登記事項証明書(法人住所及び名称に変更のないもの)の写しの添付が必要です。

（３）産業廃棄物処分業の許可申請について

産業廃棄物処分業の許可申請を行おうとする者は、あらかじめ「熊本県産業廃棄物指導要綱等」の手続を行い、同要綱の各基準（構造、維持管理、立地及び許可基準）を遵守し、同手続を終了しなければなりません。そして、処分施設建設後に検査を受けたのち、処分業の許可申請となります。

（４）運搬車両について

　　　取り扱う産業廃棄物の種類ごとに適切な車両で運搬しなければなりません。また、他人が所有又は使用する運搬車両のみをもって収集運搬業の許可申請を行うことは認めていません。

（５）感染性産業廃棄物の運搬施設（車両を含む）について

感染性産業廃棄物の運搬施設はその専用(原則として保冷機能を有する車両)とし、他の産業廃棄物の収集又は運搬に使用できません。

**５　許可申請に伴う申請手数料**

　許可申請には、「（特別管理）産業廃棄物収集運搬業、（特別管理）産業廃棄物処分業、再生事業者登録の申請に係る添付書類が完備」後、許可申請の種類に応じた申請手数料を「熊本県収入証紙」で許可申請書の手数料欄に必ず貼ってください。

　※貼らずに提出し、収入証紙を紛失しても本県は責任は負いかねます。

＜手数料一覧表＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＮＯ | 許　　可　　申　　請　　の　　種　　類 | 手数料（金額） |
| １ | 産業廃棄物収集運搬業新規許可申請（法１４条第１項） | ８１，０００円 |
| ２ | 産業廃棄物収集運搬業更新許可申請（法１４条第１項） | ７３，０００円 |
| ３ | 産業廃棄物収集運搬業変更許可申請（法１４の２条第１項） | ７１，０００円 |
| ４ | 産業廃棄物処分業新規許可申請（法１４条第４項） | １００，０００円 |
| ５ | 産業廃棄物処分業更新許可申請（法１４条第４項） | ９４，０００円 |
| ６ | 産業廃棄物処分業変更許可申請（法１４条の２第１項） | ９２，０００円 |
| ７ | 特別管理産業廃棄物収集運搬業新規許可申請（法１４条の４第１項） | ８１，０００円 |
| ８ | 特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可申請（法１４条の４第１項） | ７４，０００円 |
| ９ | 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請（法１４条の５第１項） | ７２，０００円 |
| １０ | 特別管理産業廃棄物処分業新規許可申請（法１４条の４第１項） | １００，０００円 |
| １１ | 特別管理産業廃棄物処分業更新許可申請（法１４条の４第１項） | ９５，０００円 |
| １２ | 特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請（法１４条の５第１項） | ９５，０００円 |
| １３ | 再生事業者新規登録申請（法２０条の２） | ４０，０００円 |

**６　許可申請の受付及び相談窓口**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 許可申請の窓口 | 住　　　　　　所 | 電話番号 | 申　請　者　の　範　囲 |
|  | 熊本県  環境生活部  循環社会推進課 | 熊本市水前寺６丁目１８番１号 | 096-333-2278 | 熊本市内 |
| １ | 熊本県外 |
|  |  |
|  |  | 玉名市岩崎  １００４－１ |  | 玉名市内 |
| ２ | 有明保健所 | 0968-72-2184 | 荒尾市内 |
|  |  |  | 玉名郡内 |
|  |  | 山鹿市山鹿  １０２６－３ |  | 山鹿市内 |
| ３ | 山鹿保健所 | 0968-44-4121 |  |
|  |  |  |  |
|  |  | 菊池市隈府  １２７２－１０ |  | 菊池市内 |
| ４ | 菊池保健所 | 0968-25-4135 | 合志市内 |
|  |  |  | 菊池郡内 |
|  |  | 阿蘇市一の宮町宮地２４０２ |  | 阿蘇市内 |
| ５ | 阿蘇保健所 | 0967-24-9035 | 阿蘇郡内 |
|  |  |  |  |
|  |  | 上益城郡御船町辺田  見３９６－１ |  | 上益城郡内 |
| ６ | 御船保健所 | 096-282-0016 |  |
|  |  |  |  |
|  |  | 下益城郡松橋町久具  ４００－１ |  | 宇土市内 |
| ７ | 宇城保健所 | 0964-32-1148 | 宇城市内 |
|  |  |  | 美里町 |
|  |  | 八代市西片町  １６６０ |  | 八代市内 |
| ８ | 八代保健所 | 0965-33-3198 | 氷川町 |
|  |  |  |  |
|  |  | 水俣市八幡町２丁目  ２－１３ |  | 水俣市内 |
| ９ | 水俣保健所 | 0966-63-4104 | 芦北郡内 |
|  |  |  |  |
|  |  | 人吉市西間下町８６－１ |  | 人吉市内 |
| 10 | 人吉保健所 | 0966-22-3108 | 球磨郡内 |
|  |  |  |  |
|  |  | 本渡市今釜新町  ３５３０ |  | 天草市内 |
| 11 | 天草保健所 | 0969-23-0299 | 上天草市内 |
|  |  |  | 苓北町 |